

公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会感染症予防衛生隊
の組織及び運営に関する細則

平成14年4月12日制定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会感染症予防衛生隊の組織及び運営に関する規則（以下「規則」という。）第4条1項の衛生隊の登録について定める。

(登録)

第2条 衛生隊を希望する会員は、様式1による申請書に登録手数料10,000円を添えて申請するものとする。

(登録証の交付)

第3条 協会は、前条の申請があった場合、登録の基準に合致すると認められるときは、理事会の承認を得た後すみやかに様式2による登録証を交付しなければならない。

(登録の基準)

第4条 前条の登録の基準は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 責任者は規則第5条の規定による研修会又は講習会を受講し、規則第2条の業務を指揮監督できること
- (2) 所属事業所には、規則第2条の業務を行うに必要な専用の機材及び機材格納設備を有すること
- (3) 指定の薬品を備えていること
- (4) 指定の安全具を備えていること
- (5) 清潔・安全確保のためのシャワーの設備を有していること
- (6) 感染症対応マニュアル（平成16年3月、社団法人日本ペストコントロール協会）に定める方法により業務を行えること

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録証の交付を受けた日から3年間とする。

(登録の更新)

第6条 登録を更新しようとする者は、登録の有効期限1ヵ月前までに登録更新手数料10,000円を添えて所定の様式により登録更新申請をするものとする。

(登録の変更)

第7条 登録事項に変更を生じたときは、すみやかに様式3により登録事項変更届を提出しなければならない。

(登録の廃止)

第8条 衛生隊を辞退し、登録を廃止する場合は、すみやかに様式4により登録証を添えて提出しなければならない。

附 則 この細則は平成14年4月12日より施行する。

感染症消毒業務等委託契約先

感染症消毒業務委託契約	災害時の防疫活動の協力に関する協定
・ 神奈川県	・ 横浜市
・ 相模原市	・ 愛川町
・ 藤沢市	
・ 伊勢原市	
・ 海老名市	
・ 南足柄市	
・ 二宮町	
・ 愛川町	
・ 開成町	
・ 中井町	
・ 清川村	
・ 鎌倉市	